

食品安全委員会（第925回会合）議事概要

日 時:令和6年1月16日（火） 14:00～14:41

場 所:食品安全委員会大会議室

出席者:山本委員長ほか6名出席

傍聴者:一般10名

（1）農薬第三専門調査会における審議結果について

- ・「フェンプロピジン」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当の浅野委員及び事務局から説明。

本件については、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を農薬第三専門調査会に依頼することとなった。

（2）食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

- ・農薬「イミシアホス」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

本件については、意見・情報の募集は行わないこととし、農薬第二専門調査会におけるものと同じ結論、

「イミシアホスの許容一日摂取量を0.0005 mg/kg 体重/日、急性参照用量を0.01 mg/kg 体重と設定する。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）に通知することとなった。

- ・農薬「カルタップ、チオシクラム及びベンスルタップ」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

本件については、意見・情報の募集は行わないこととし、農薬第五専門調査会におけるものと同じ結論、

「カルタップ塩酸塩、チオシクラムシュウ酸水素塩及びベンスルタップのグループ許容一日摂取量を0.016 mg/kg 体重/日（カルタップ塩酸塩換算）、グループ急性参照用量を0.1 mg/kg 体重（カルタップ塩酸塩換算）と設定する。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）に通知することとなった。

- ・動物用医薬品「フェノキシエタノールを有効成分とするすずき目魚類の薬浴剤（バイオネンネ）」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

本件については、動物用医薬品専門調査会におけるものと同じ結論、「本製剤が適切に使用される限りにおいては、食品を通じて人の健康に影響を与える可能性は無視できる程度と考えた。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関（農林水産省）に通知することとなった。

- ・遺伝子組換え食品等「Ra α 3114株を利用して生産されたプロテアーゼ」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

本件については、遺伝子組換え食品等専門調査会におけるものと同じ結論、

「「Ra α 3114株を利用して生産されたプロテアーゼ」については、「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準」（平成16年3月25日食品安全委員会決定）に基づき、挿入遺伝子の安全性、挿入遺伝子から産生されるタンパク質の毒性、アレルギー誘発性等について確認した結果、従来の添加物と比較して新たに安全性を損なうおそれのある要因は認められなかった。

以上のことから、「Ra α 3114株を利用して生産されたプロテアーゼ」は、人の健康を損なうおそれはないと判断した。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）に通知することとなった。

(3) 「食品安全委員会における調査審議方法等について」の一部改正について

→事務局から説明。

本件については、案のとおり決定することとなった。